

西興部村簡易水道事業経営戦略(令和3年度見直し)

団 体 名 : 西興部村

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和47年1月1日	計画給水人口	1,210 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法非適	現在給水人口	997 人

② 施設

水 源	[<input checked="" type="checkbox"/>] 河流水, [<input type="checkbox"/>] 井水, [<input type="checkbox"/>] 湧流水, [<input type="checkbox"/>] 地下水, [<input type="checkbox"/>] 集水, [<input type="checkbox"/>] その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 34 千m
	配水池設置数	8	
施 設 能 力	1,100 m ³ /日	施 設 利 用 率	100 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え の 方	区分	基本料金	超過料金	区分	基本料金	超過料金	区分	基本料金	超過料金	消費税は、内税です。
	家事用	1,570円/10m ³	140円	浴場用	2,990円/30m ³	130円	臨時用	7,620円/10m ³	320円	
	営業用	2,400円/15m ³	140円	官公庁	1,840円/10m ³	155円	農業用	2,140円/15m ³	75円	
	工業用	3,540円/20m ³	140円	団体用	1,840円/10m ³	155円	高齢者	920円/6m ³		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和元年10月1日									

④ 組織

産業建設課 水道係 2名で簡易水道事業、下水道事業に従事しています。年齢構成は、40代1名、10代1名 計2名 尚、10代の職員については、他の業務にも従事。
--

(2) これまでの主な経営健全化の取組

広域化のメニューとして、薬品やメーターの共同購入や、管路マッピングデータの共有等の勉強会を実施。
--

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和3年度に策定しました、令和2年度決算「経営比較分析表」を添付しています。法非適事業として実施しているため、該当数値がない項目があります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本村の行政人口は昭和30年の4,683人をピークに年々減少し、特に昭和30年代から昭和40年代にかけて激減した。令和元年には1,000人を下回り過疎化が進行している。給水人口も行政人口同様である。

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
給水人口	1,097	1,104	1,069	1,058	999	1,002	997

(2) 水需要の予測

近年の水需要については、下記の通りである。給水人口、簡易水道区域内の家畜飼養頭数が大きく変わらないため今後も、現状の水需要となる見込みである。

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
有収水量(m3)	214,642	222,828	232,591	212,990

(3) 料金収入の見通し

近年の水需要のとおり給水人口、簡易水道区域内の家畜飼養頭数が大きく変わらないが、令和元年10月の消費税増税に伴い、料金収入については微増となっている。

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
料金収入(千円)	25,940	26,274	27,655	27,528

(4) 施設の見通し

本村の水道普及率は、99.8%となっている。

現在稼働している浄水場については、補助事業により建設し平成19年3月に給水を開始したところである。取水施設、導水管路は比較的新しいが、配水池、配水管路については昭和40年代に設置したものが更新など維持管理に掛かる費用の増加が見込まれる。平成29年度に配水池を増設。

(5) 組織の見通し

現在の体制は、水道係2名体制であり、下水道事業も兼務していることから、これ以上の人員削減を検討することは、現実的でないため、少なくとも現体制を維持する必要がある。

3. 経営の基本方針

給水人口は減少するが、大規模農家があり家畜飼養頭数も現状と変わらないことから、水需要、料金収入は現状を維持するのではないかとされる。しかしながら、施設の更新等に係る費用の増大が予想されるため、令和6年度からの公営企業会計移行と合わせ料金水準等も検討し、計画的な維持管理及び経営改善を続けて行く。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	現浄水場が稼働開始後15年経過したことから、施設の延命化を図るため、機械・電気設備の定期点検を実施する。
-----	--

現施設の経営規模では、民間委託をしても経費等の削減が期待できないため、現状のとおり直営で運転管理を行っていく。

現施設を適正に維持管理するための投資を、計画的に行えるよう、機械・電気設備の更新年次計画を策定する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっている。
-----	--

料金収入は横ばい傾向が続いているが、経費を抑えるため漏水調査を行い有収率の向上に努める。

新たな水道施設等への投資については、機械・電気設備の更新を予定。要件を満たしていれば企業債を充当する予定。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本村の水道施設は、簡易水道施設が1箇所、営農用水事業が1箇所であり施設の統合・合理化は期待できない。

委託料に関しては、検針業務、水質検査業務等を民間へ委託し、水道施設維持管理業務は直営で実施し人件費等の削減を図っている。

修繕費に関しては、機械・電気設備の更新計画を策定し、修繕費の平準化を図っていく。

動力費については、現施設の適正な運用を図っていく。

職員給与費について担当者1名分の給与を、簡易水道会計・下水道会計で1/2ずつ計上している。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	村内において、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用できる主な企業がない状況。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設・設備の統合等の予定はない。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設、設備の合理化等の予定はない。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	施設の延命を図るうえで修繕計画を策定し、適切な維持管理を図る。
広域化	検討したが、本村施設規模が小さいため、現状メリットが見いだせない状況である。
その他の取組	

② 財源について検討状況等

料金	料金の改定については、令和6年度より始まる公営企業会計に移行後に検討。
企業債	企業債の償還については、一般会計繰入金を充当。
繰入金	料金収入不足分を一般会計より繰入している。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	
その他の取組	

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	機器点検、膜ろ過洗浄、水質検査、電気保安業務等の業務委託については現在の民間委託を継続し、経費の効率化を図る。
修繕費	施設の延命を図るうえで修繕計画を策定し、適切な維持管理を図る。
職員給与費	職員給与費等については、担当者1名分を簡易水道会計と下水道会計で1/2ずつ計上している。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	5年ごとに見直しを行い、事後検証及び更新を図ってまいります。
-------------------------	--------------------------------

経営比較分析表（令和2年度決算）

北海道 西興部村

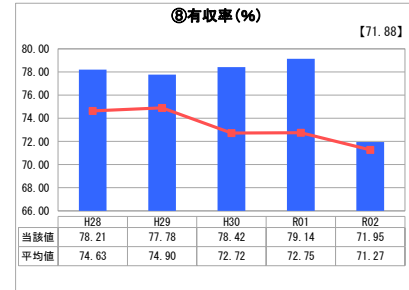
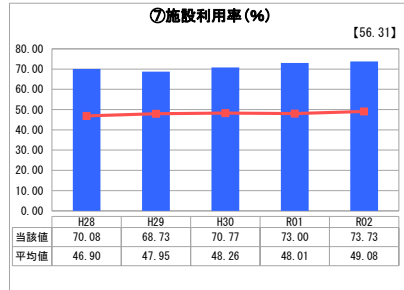
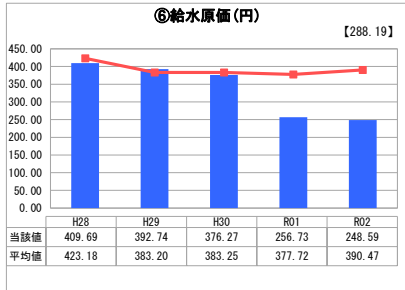
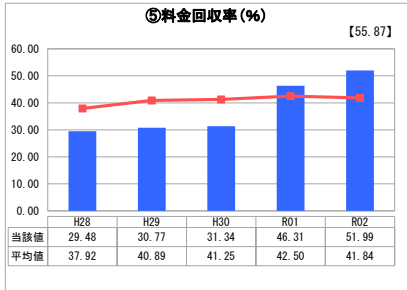
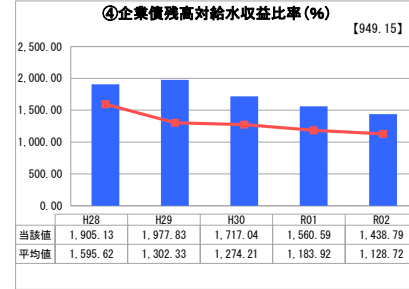
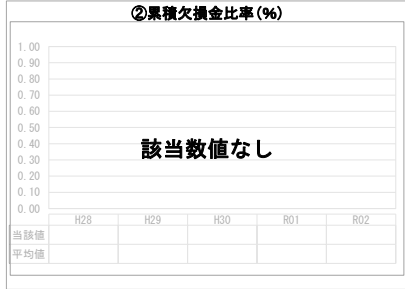
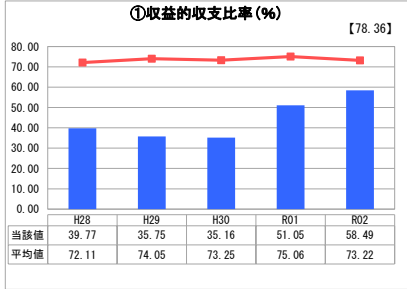
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)	
-	該当数値なし	95.79	2,970	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,058	308.08	3.43
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,002	9.52	105.25

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

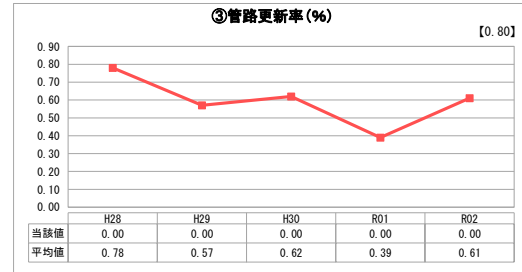
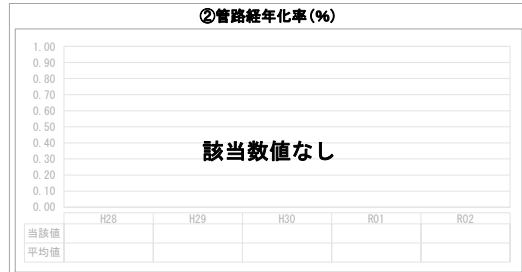
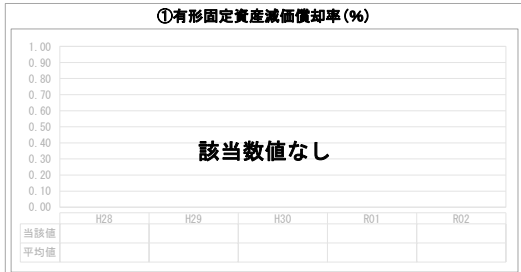
1. 経営の健全性・効率性について

平成17年度、18年度にて区域拡張工事に伴い、浄水場等の施設の新設工事を実施した。企業債残高については、主に上記工事に伴うものである。
令和2年度については企業債償還金が対前年比減となったため、収益的収支比率の増、給水原価の減に伴う料金回収率の増となった。また、有収率の減については無効水量の増に伴う年間総配水流量の増及び年間有収水量の減によるものである。
簡易水道事業を運営するには、本来であれば料金収入をもって賄う事が当然であるが、小規模自治体であり、料金収入だけで賄うと住民の負担増となってしまうことから、一般会計繰入金が不可欠となっているのが現状である。

2. 老朽化の状況について

昭和46年当時の管路が法定耐用年数50年を経過しているが、更新費用の面から漏水等の判明次第修繕で対応しているのが現状である。

2. 老朽化の状況



全体総括

今後も有収率の向上を目指し、主にソフト面の広域化検討も視野に入れ、無駄なく適正な維持管理に努める。

収 支 計 画

(単位：千円 %)

区 分		年 度											
		02 (決算)	03 (決算見込)	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
収益的収入	1 総 収 益 (A)	30,968	30,053	31,223	30,128	29,729	30,493	30,955	31,409	31,899	32,382	32,855	33,336
	(1) 営 業 収 益 (B)	27,528	28,535	28,670	28,075	29,000	30,000	30,500	31,000	31,500	32,000	32,500	33,000
	ア 料 金 収 入	27,528	28,535	28,448	28,075	29,000	30,000	30,500	31,000	31,500	32,000	32,500	33,000
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	0	0	222	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	3,440	1,518	2,553	2,053	729	493	455	409	399	382	355	336
	ア 他 会 計 繰 入 金	2,312	1,510	1,144	849	708	472	434	388	378	361	334	315
	イ そ の 他	1,128	8	1,409	1,204	21	21	21	21	21	21	21	21
	2 総 費 用 (D)	17,436	20,367	24,755	32,452	28,317	28,712	28,693	28,751	28,783	28,824	28,890	29,061
	(1) 営 業 費 用	15,282	18,642	23,450	31,553	27,678	28,276	28,374	28,472	28,570	28,668	28,766	28,961
	ア 職 員 給 与 費	3,973	4,082	4,184	4,457	4,678	4,776	4,874	4,972	5,070	5,168	5,266	5,461
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	11,309	14,560	19,266	27,096	23,000	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500
	(2) 営 業 外 費 用	2,154	1,725	1,305	899	639	436	319	279	213	156	124	100
ア 支 払 利 息	2,154	1,725	1,305	899	639	436	319	279	213	156	124	100	
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	13,532	9,686	6,468	△ 2,324	1,412	1,781	2,262	2,658	3,116	3,558	3,965	4,275	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	36,220	96,948	89,342	44,899	51,428	51,688	47,966	48,183	43,422	42,432	40,779	38,106
	(1) 地 方 債	0	27,300	30,800	5,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	資本費平準化債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	36,220	36,246	35,992	39,399	46,428	46,688	42,966	43,183	38,422	37,432	35,779	33,106
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都道府県) 補 助 金	0	33,402	22,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	49,800	106,785	95,783	42,890	52,893	53,464	50,229	50,890	46,556	46,009	44,771	42,000
	(1) 建 設 改 良 費	14,289	68,763	54,716	1,331	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	35,511	38,022	41,067	41,559	42,893	43,464	40,229	40,890	36,556	36,009	34,771	32,000
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 済 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 13,580	△ 9,837	△ 6,441	2,009	△ 1,465	△ 1,776	△ 2,263	△ 2,707	△ 3,134	△ 3,577	△ 3,992	△ 3,894	

様式第1号（法非適用企業）

収 支 計 画

（単位：千円 %）

区 分	年 度											
	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
収支再差引(E)+(I) (J)	△ 48	△ 151	27	△ 315	△ 53	5	△ 1	△ 49	△ 18	△ 19	△ 27	381
積立金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	970	922	771	798	483	430	435	434	385	367	348	321
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支(J)-(K)+(L)-(M) (N)	922	771	798	483	430	435	434	385	367	348	321	702
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)-(O)	922	771	798	483	430	435	434	385	367	348	321	702
赤字 (P)												
赤字 (Q)												
赤字比率 $(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率 $(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	58.5	51.5	47.4	40.7	41.7	42.2	44.9	45.1	48.8	49.9	51.6	54.6
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益-受託工事収益(B)-(C) (S)	27,528	28,535	28,670	28,075	29,000	30,000	30,500	31,000	31,500	32,000	32,500	33,000
地方財政法による 資金不足の比率 $((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算 定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定 する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算 定した事業の規模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 $((T)/(V) \times 100)$ (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	396,071	385,349	375,082	347,623	359,730	383,199	340,695	289,695	242,998	196,818	151,845	109,613

○他会計繰入金

（単位：千円）

区 分	年 度											
	02 (決算)	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
収益的収支分	2,312	1,510	1,144	849	708	472	434	388	378	361	334	315
うち基準内繰入金	1,077	862	718	467	389	260	239	213	208	199	184	173
うち基準外繰入金	1,235	648	426	382	319	212	195	175	170	162	150	142
資本的収支分	36,220	36,246	35,992	39,399	46,428	46,688	42,966	43,183	38,422	37,432	35,779	33,106
うち基準内繰入金	17,755	19,011	22,587	21,669	25,535	25,678	23,631	23,751	21,132	20,588	19,678	18,208
うち基準外繰入金	18,465	17,235	13,405	17,730	20,893	21,010	19,335	19,432	17,290	16,844	16,101	14,898